

郡山市まちづくりネットモニター設置要綱

(設置)

第1条 市政の課題や市民生活に深く関わる問題等について市民意識を迅速に把握し、市民のニーズを分析の上、今後の施策や事業に反映させた市政運営を行うため、まちづくりネットモニター（以下「モニター」という。）を設置する。

(任務)

第2条 モニターは、市からのアンケート依頼を電子メールにて受信し、指定の URL から回答フォームにアクセスし、アンケートに回答するものとする。

(資格条件)

第3条 モニターは、市政に関心のある者で、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有し、または市内に在勤・在学する義務教育を修了した者であること。
- (2) 国会議員、地方自治体の議会の議員又は国若しくは地方公共団体の職員（会計年度任用職員を含む）でないこと。

(募集及び登録)

第4条 市長は、モニターの募集をする。

- 2 市長は、モニター応募者のうち前条に規定する資格を有すると認める者をモニターとして登録する。

(任期)

第5条 モニターの任期は、その登録の日から翌年3月31日までとする。

(登録の変更)

第6条 モニターは、登録時点から登録内容を変更した場合は、速やかに市長に届け出るものとする。

(禁止事項)

第7条 モニターは、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 法令等に違反する行為
- (3) この要綱に基づくモニター制度の運営を妨害する行為
- (4) 他のモニター又は第三者を誹謗・中傷する行為
- (5) 他のモニター又は第三者に不利益を与える行為
- (6) 不正に回答する行為
- (7) 同一人物による重複登録をする行為
- (8) 他人になりすまして登録をする行為

(登録の取消し)

第8条 市長は、モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

- (1) 退任の申し出があったとき
- (2) 第3条の資格を欠いたとき
- (3) 第7条の禁止事項が確認されたとき
- (4) モニターの都合により、連絡することができなくなったとき
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長がモニターとして不相当と認めたとき

(謝礼)

第9条 モニターに対する謝礼は記念品とし、予算の範囲内において年度末に贈呈する。

2 任務実績がない場合は、記念品を贈呈しない。

(調査結果の処理)

第10条 市は、アンケートの調査結果を市政に反映させるよう努めるとともに、調査結果を市ウェブサイト等で公表する。

(庶務)

第11条 モニターに関する庶務は、広聴広報課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、モニターの運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。